

継続的不法行為の結果発生地に基づく国際裁判管轄

【文献種別】 判決／東京高等裁判所

【裁判年月日】 令和5年10月30日

【事件番号】 令和4年（ネ）第1972号

【事件名】 北朝鮮帰国事業損害賠償請求控訴事件

【裁判結果】 原判決取消し・差戻し

【参照法令】 外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律2条・4条、民事訴訟法3条の3第8号

【掲載誌】 判例集未登載

◆ LEX/DB 文献番号 25596229

帝塚山大学教授 黄 韜霆

事実の概要

X₁～X₅（原告、控訴人、ただしX₂は控訴審の当事者ではない。以下、「Xら」という）は、昭和34年から昭和59年まで在日朝鮮人及びその配偶者を対象として実施された未承認国であるY（朝鮮民主主義人民共和国、被告、被控訴人）への集団帰還事業（いわゆる北朝鮮帰国事業）により北朝鮮に渡航し、長年を経て日本に戻った者である。Xらは、①YがXらに対し、虚偽の宣伝をして北朝鮮への帰還を勧誘し（勧誘行為）、これに欺罔されて誤信に陥ったXらを北朝鮮へ渡航させ、渡航後は北朝鮮内に留め置いたこと（留置行為）が、Xらの自己決定権及び移動の自由を侵害したものであって、Xらに対する不法行為（以下、「本件不法行為1」という）を構成すること、②Yが、現在も北朝鮮に居住するX₁の子や孫の出国を妨害しているために、X₁が子や孫と直接会うことができない状況が続いていることが、X₁の面会交流権を侵害するものであって、X₁に対する不法行為（以下、「本件不法行為2」といい、本件不法行為1と本件不法行為2を併せて「本件不法行為」という）を構成することを主張し、Yに対し、不法行為に基づく損害賠償を請求した。

原審判決（東京地判令4・3・23LEX/DB25592517）は、本件不法行為1のうち留置行為及び本件不法行為2に係る損害賠償請求については、不法

行為地管轄及び緊急管轄を否定し、それぞれ却下した。また、本件不法行為1のうち勧誘行為に係る損害賠償請求については、国際裁判管轄を肯定したが、準拠法（日本法）上の除斥期間を徒過したとして棄却した。Xらが控訴したのが本件である。

判決の要旨

原判決取消し、差戻し。

1 「外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律4条は、外国等は、同法に別段の定めがある場合を除き、我が国の民事裁判権から免除される旨を定めるが、その趣旨は、主権を有する国家同士の間ではその平等と独立を相互に尊重することにあるから、我が国が国家として承認していない主体については、同法にいう『外国等』（同法2条）には当たらず、上記の定めは適用はないと解するのが相当である。また、未承認国において民事裁判権からの免除を当然に享有するとの国際慣習法が存在するとも認められない。

したがって、Yは、我が国の民事裁判権から免除されない。」

2 「民訴法3条の3第8号……の規定に依拠して日本の裁判所の管轄権が肯定されるには、原則として、Yが日本国内でした行為によりXらの

法益が侵害されるという結果が生じたか、又は、Yがした行為により日本国内でXらの法益が侵害されるという結果が生じたとの客観的事実関係が証明されれば足りると解するのが相当である。」

「YがXらに対し、北朝鮮での生活条件等につき事実と異なる情報を流布して北朝鮮への帰還(移住)を呼びかけて、日本から北朝鮮に渡航させ、渡航後は出国を許さずに在留させることにより、居住地選択の自由を侵害し、事前の情報と異なる苛酷な状況下で長期間生活することを余儀なくさせたという継続的不法行為の客観的事実関係の証明があるといえる。なお、Xらは、本件不法行為をXらの北朝鮮脱出の前後で本件不法行為1と本件不法行為2に分けて主張するが、Xらの主張する本件不法行為1は、Xらが居住地選択の自由を侵害された結果として、北朝鮮で苛酷な人生を送ることになり、いわば人生を奪われるという損害が生じたことを包括的に賠償請求の対象とするものであるから、X₁が一人で北朝鮮から脱出して日本に戻ることにより、北朝鮮に残る家族と分断されて子や孫と会えずにいるという損害も、加害行為が止んだ後に残存する損害として上記の包括的損害に含まれるというべきであって、本件不法行為は全体として1つの不法行為ととらえるのが相当である。本件不法行為による損害のうちには、それを生じさせた個々の加害行為につき独立に不法行為の成立要件を満たすものもあり得るが、そのことはそれらの損害を包摂する1つの継続的不法行為の成立を肯定する妨げとなるものではない。」

3 「上記のとおり継続的不法行為は、Yが北朝鮮において行った加害行為により、Xらの法益が侵害されるという結果が当初は日本国内において発生し、Xらが北朝鮮に到着してから北朝鮮を脱出するまでの間は北朝鮮において発生を続けたものであるが、北朝鮮において行われた事実と異なる情報の流布によって、日本国内においてXらを含む在日朝鮮人及びその家族の居住地選択の自由の侵害という結果が発生することは通常予見することが可能であったといえる。したがって、この不法行為に関する訴えについては、民訴法3条の3第8号に基づき、日本の裁判所に管轄権

があるといえる。」

判例の解説

一 本判決の意義

本判決は、北朝鮮帰国事業により北朝鮮に渡航し、同国を脱出するまで長期の滞在を余儀なくされ、また、脱出後北朝鮮に残る子らと会うことが極めて困難な状況に置かれた者らが、同国に対し、不法行為に基づく損害賠償請求を求める事案において、民訴法3条の3第8号により国際裁判管轄を肯定した事例である。本判決の意義は、①未承認国に対する「外国等に対する我が国の民事裁判権に関する法律」(以下、「対外国民事裁判権法」)4条の適用を明確に排除し、かつ、未承認国が裁判権免除を享有するという国際慣習法の存在を否定し、民事裁判権を肯定した点(判旨1)、②本件不法行為1と2を、Xらの居住地選択の自由が侵害された結果、いわば人生を奪われるという包括的な損害をもたらす1つの継続的不法行為として捉えた点(判旨2)、③本件不法行為の当初の結果は日本において発生し、当該結果発生地が通常予見可能であるとして、民訴法3条の3第8号に基づく国際裁判管轄を肯定した点(判旨3)である。

以下では、判旨の上記各要点について、順次検討することとする。

二 裁判権免除

判旨1は、原判決同様、未承認国は「対外国民事裁判権法」2条1号にいう「外国等」に該当せず、よって同法4条が定める裁判権免除の対象ではない旨を判示している。この立場は、同法の立案担当者の見解に沿うものであり¹⁾、同法の解釈としては正当であろう²⁾。もっとも、判旨1は、裁判権免除の根拠とされる主権平等の原則が未承認国には妥当しない旨を理由にあげており、政治的な判断に基づく国家承認を主権平等原則が妥当する前提と位置付けているが、国際法の観点から有力な批判がなされている³⁾。

加えて、未承認国が「対外国民事裁判権法」の定める裁判権免除の対象ではないとしても、慣習国際法の適用までが排除されるわけではない⁴⁾。

判旨1も、慣習国際法の適用可能性を否定していないが、未承認国が裁判権免除を享有する国際慣習法が存在するとは認められないという結論のみを示し、その結論に至った根拠を何ら提示していない。とりわけ、国内の国家実行の先例⁵⁾にも言及していない点からすれば、説得的とはいえない。判旨1を一般化すれば、未承認国は裁判権免除を一切受けず、そのような「国」に対しては、裁判権の制限なく日本の裁判所で民事裁判を提起できることになるが、妥当な処理とは思われない。

三 不法行為の一体性

原判決は、本件不法行為1における勧誘行為と留置行為の「時期、場所、態様及び目的」が異なるため、一連一体の不法行為ではないと判断した。これに対して、本判決の判旨2は、Xらが主張した、勧誘行為と留置行為からなる本件不法行為1について、Xらの居住地選択の自由を侵害し、苛酷な状況下で長期間生活することをさせたという「継続的不法行為」として一体的に捉えている。

学説では、原判決と同様に、勧誘行為と留置行為との間の一体性を否定する見解⁶⁾がある一方、本件不法行為1における勧誘行為は留置行為の前提として、同じくXらの居住地選択の自由を侵害する一連の行為として捉えることが可能だと主張し、本判決に賛成する見解⁷⁾もある。

本件とは争点異なるが、裁判例では、土地の不法占有や騒音公害など、不法行為自体が継続的に行われる結果、同質の損害が可分的に日々発生し蓄積する場合、または一個の損害が不可分的に蓄積し拡大する場合、継続的不法行為と判断されている⁸⁾。また、先物取引などにおける勧誘行為、契約の締結、取引の実行など、必ずしも行為自体が継続して行われるとはいえない場合であっても、共通する目的をもって行われる一連の行為によって同じ法益が侵害される場合に、不法行為の一体性を認めた裁判例がある⁹⁾。これらに比べて、本件不法行為1の勧誘行為と留置行為は、同一態様の不法行為が継続的に行われているとはいえず、また、居住地選択の自由という同じ法益を侵害するとはいえ、各行為が共通する目的に基づくとは未だ断定できない¹⁰⁾。

しかし、不法行為地管轄の判断において、最高

裁判決¹¹⁾が確立したいわゆる「客観的事実証明説」によれば、要証事実は①原告の被侵害利益の存在、②被侵害利益に対する被告の行為、③損害の発生と、④上記②と③との事実的因果関係である¹²⁾。本件における勧誘行為と留置行為は、同じ法益であるXらの居住地選択の自由に向けられ、同一の損害を生じさせている以上、少なくとも不法行為地管轄を判断するうえでは、継続的不法行為の客観的事実関係の証明があったとする本判決の判断は賛同できる¹³⁾。なお、消滅時効及び除斥期間との関係で、勧誘行為と留置行為を別個の不法行為と評価すべきかは、不法行為の主観的要件を含むすべての要件と同様に、準拠実質法によって判断すべき事柄であり、その判断が国際民事訴訟法上の不法行為地管轄に係る判断と必ずしも一致する必要はないだろう。

本件不法行為1に対して、本件不法行為2では、面会交流権という法益の侵害が主張されており、本件不法行為1における被侵害利益である居住地選択の自由とは、一見して異なる法益であるため、両者を1つの不法行為として捉えることには違和感がある。評釈においても不法行為の一体性を否定する立場が優勢である¹⁴⁾。不法行為の一体性を否定したとしても、本件不法行為2については、本件不法行為1との客観的併合による管轄（民訴法3条の6）が認められる余地が十分にあると考えられるが¹⁵⁾、X₁が居住地選択の自由を侵害された結果、やむなく北朝鮮からの脱出を決行し、そのため子らとの交流が絶たれたことを考えれば、本件不法行為2においてX₁が主張した損害は、まさに判旨2がいうように居住地選択の自由を侵害する「加害行為が止んだ後に残存する損害」であり、加害行為との事実的因果関係が認められよう。そうであれば、この損害も本件不法行為1による損害の全体に含まれるものとして扱うことには、特段、無理はないように考えられる¹⁶⁾。無論、管轄が認められるとしても、面接交流権の侵害による損害と、勧誘行為・留置行為との間に相当因果関係が認められるかは、本案審理において、準拠法により判断されるのである。

四 結果発生地の判断

三で上述した「客観的事実証明説」における要

証事実に加えて、不法行為地管轄を認めるための要証事実、原因行為地または結果発生地が日本にあることである¹⁷⁾。判旨3は、一体とした本件不法行為の原因行為地は北朝鮮国内であり、Xらの法益侵害という結果が当初は日本国内において発生し、Xらが北朝鮮に到着してから脱出するまでの間は北朝鮮において発生し続けたものと判断している。

Xらの被侵害法益は居住地選択の自由であり、XらはYによる虚偽の宣伝を信じて北朝鮮に帰国したと主張されている点からすれば、当初の結果発生地が日本国内であるという判旨3の判断に問題はないだろう。しかし、その後北朝鮮脱出までの結果発生地を北朝鮮国内とした判断には疑問がある。北朝鮮帰還という判断自体が間違いだったとすれば、誤った判断で居住し始めた北朝鮮を結果発生地とすることは、公平性の観点から問題があるからである。むしろ、居住地選択の自由が当初から継続的に侵害され続けているため、加害行為の結果は当初から一貫して日本国内で発生しているとみるべきではないだろうか。

いずれにしても、YがXらの居住地を知りながら帰国事業に勧誘したのであるから、民法3条の3第8号の通常予見可能性要件は満たされるだろう。さらに、Yによる勧誘行為は朝鮮総連を通じて日本国内においても行われたという事実認定がされているため、原因行為地が日本国内にあるという判断もできたといえよう。

なお、東京地裁における差戻審では、2026年1月26日に判決が言い渡され、Yに対して計8800万円の損害賠償が命じられた。

●—注

- 1) 飛澤知行編著『逐条解説・対外国民事裁判権法——わが国の主権免除法制について』(商事法務、2009年)13頁。
- 2) 岡田陽平「判批」令和4年度重判解(ジュリ1583号)(2023年)260頁。
- 3) 水島朋則「判批」新・判例解説 Watch(法セ増刊)31号(2022年)337頁、岡田・前掲注2)259頁。
- 4) 岡田・前掲注2)260頁。
- 5) 債務者である当時未承認国だったビルマ連邦について、日本の裁判権に服しないと判断した東京地判昭29・6・9下民集5巻6号836頁。
- 6) 長田真里「判批」令和4年度重判解(ジュリ1583号)(2023年)276頁、加藤紫帆「判批」ジュリ1600号(2024

- 年)157頁。
- 7) 嶋拓哉「判批」令和5年度重判解(ジュリ1597号)(2024年)282頁、嶋拓哉「判批」ジュリ1578号(2022年)151頁、中本香織「判批」新・判例解説 Watch(法セ増刊)36号(2025年)133頁。
- 8) 大判昭15・12・14大民集19巻24号2325頁、最判平28・12・8集民254号35頁など。
- 9) 最判平7・7・4先物取引裁判例集19号1頁、東京高決平23・6・1金法1947号121頁。
- 10) 原判決では、YがXらのような帰還者のみならず、自国の一般国民の出国も禁止している事実が認定されており、留置行為の目的が勧誘行為と共通することを示す証拠は不十分である。加藤・前掲注6)157頁も参照。
- 11) 最判平13・6・8民集55巻4号727頁。
- 12) 高部真規子「判解」最判解民事編平成13年度(下)(2004年)494～495頁参照。
- 13) 中本・前掲注7)133頁。
- 14) 加藤・前掲注6)157頁、中本・前掲注7)133頁。これに対して、嶋・前掲注7)ジュリ1597号282頁は判旨に賛成する。
- 15) 中村知里「判批」YOLJ-L2401003 ¶018、長田・前掲注6)276頁、嶋・前掲注7)ジュリ1578号153頁。
- 16) 嶋・前掲注7)ジュリ1597号282頁も参照。
- 17) 高部・前掲注12)495頁。